

健康増進センター「アスロン」
指定管理者募集要項

平成 2 8 年 1 0 月

七 尾 市

今後の健康増進センター「アスロン」の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び七尾市温泉健康増進センター条例（以下、「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名 称：健康増進センター「アスロン」
- (2) 所 在 地：七尾市高田町ち部 10 番地
- (3) 開設時期：平成 12 年 11 月
- (4) 設置目的：七尾市温泉健康増進センター条例
- (5) 施設概要：

敷地面積	12,400㎡
駐車場	4,230㎡
緑地及び調整池	5,570㎡
建築敷地	2,600㎡
建築物構造	鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造）
建築面積	2,549.8㎡
建築床面積	2,428.7㎡

- (6) 営業時間、休館日

営業時間 午前 10 時から午後 8 時まで

休館日 毎週水曜日、12 月 31 日、1 月 1 日

但し、営業時間及び休館日は、指定管理者の提案により、市と協議の上決定することができるものとします。

2. 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間で予定しており、市議会の議決を経て指定されます。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがあります。

3. 施設の主たる用途

本施設は、市民の健康の増進及び体力の向上を図ること、また、休養及び保養の機会を提供し、余暇の有効利用を促進することを目的とします。

但し、現在、厚生労働大臣より認定を受けている「運動型健康増進施設」である必要はないこととします。

4. 指定管理者が行なう業務

(1) 本施設の運営に関する業務

- ① フロント受付及び経理業務
- ② 利用許可に関する業務
- ③ 利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ④ 広報宣伝業務
- ⑤ 施設の運営業務
- ⑥ 健康増進プログラムの提供業務
- ⑦ 高齢者の健康づくりの推進事業の実施
- ⑧ 自主事業の実施
- ⑨ 安全管理業務
- ⑩ 駐車場の運営業務

(2) 本施設の維持管理に関する業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 温泉設備保守管理業務
- ④ 源泉及び当該市有地の維持管理業務
- ⑤ 環境衛生管理業務
- ⑥ 植栽等維持管理業務
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 修繕業務
- ⑨ 物品の保守管理業務
- ⑩ 警備業務
- ⑪ 併設施設等の事務調整

(3) その他本施設の管理運営上、必要と認める業務

5. 指定管理に要する経費

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する経費（指定管理者が行なう業務に係る経費）は、施設の利用者が納める利用料金収入、指定管理者が実施する事業収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととします。

なお、条例に規定する利用料金は、市と指定管理者が協議の上、見直しを行なうことができることとします。

6. 指定管理者の選定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表及び申請受付の開始

募集要項は、平成 28 年 10 月 21 日（金）に市ホームページにて公表し、同日より申請書類の受付を開始します。

なお、説明会は開催しませんので、現地確認等をご希望の場合は健康推進課へご相談ください。

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次の期間で受け付けます。

質問書（別紙）に記入の上、FAX 等で送付してください。

受付期間：平成 28 年 10 月 24 日（木）～10 月 28 日（金）

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、平成 28 年 11 月 4 日（金）までに、電子メール等により回答します。また、市ホームページにその内容を掲載します。

(4) 申請書類の提出期限

提出期限：平成 28 年 11 月 11 日（金）正午まで

提出場所：七尾市健康福祉部健康推進課（七尾サンライフプラザ内）

提出方法：持参または郵送のいずれかで提出してください。

(5) 選定委員会の開催 平成 28 年 11 月 21 日（月）

(6) 選定結果の通知 平成 28 年 11 月下旬

(7) 指定管理者の指定に係る議案の提出 平成 28 年 12 月議会

7. 協定の締結・指定管理者の指定

市議会の議決による指定管理者の決定後、市と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結します。

8. 申請資格等

健康増進センター「アスロン」に係る指定管理者の指定の申請を行なうものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが個人は不可）

(2) 本施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行なう責任者が石川県内に常駐すること。

(3) 次のいずれかに該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から 2 年を経過しないもの

③ 七尾市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者であるもの

⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 73 条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人

- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの

9. 選定方法・選考基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、市長が選定します。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(3) 選考基準

選考は、次の基準により行ないます。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- ③ 施設を有効活用した事業が提案されているか。
- ④ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適切か。
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適切であり、また緊急時の対応が計画されているか。
- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか。
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適切か。
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか。

10. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出してください。
なお、提出された書類についての変更、返却はいたしません。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号から様式第4号）
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類（様式不問）
- ③ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類
- ⑤ 納税証明書

(2) 提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本7部とします。

(3) その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守してください。
- ② 申請書類の用いる言語、通過、単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4版としてください。
- ④ 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。

- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

1 1. 管理運営の基準等

(1) 管理運営の基準は、別紙「健康増進センター「アスロン」指定管理者業務仕様書」によるものとします。

(2) 業務計画

指定管理者は、毎年度、本施設の業務計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(3) 業務報告

指定管理者は、毎年4月30日までに、前年度の管理運営に関する業務報告書を提出しなければならないこととします。

また、指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の管理運営に関する月次報告書を提出しなければならないこととします。

(4) 調査等

本市は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期すため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行なうことがあります。

1 2. その他の留意事項

(1) 管理運営の引継等

本市は、指定期間の開始時に、指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営を行なうことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行なうものとします。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を行なうことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行なうとともに、本市が承認した場合を除き、本施設を原状に回復しなければならないこととします。

(2) 管理運営の休廃止

指定管理者は、本施設の管理運営を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければなりません。

(3) 指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ① 本施設の管理運営を適切かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。

④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査または検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。

⑤その他本施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(4) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

(5) 災害発生時における留意事項

指定管理者は、本市災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

(6) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は本市に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

損害賠償責任保険等へ加入するなどの対応については、指定管理者の責任において行なって下さい。

【お問い合わせ先】

〒926-8550

石川県七尾市本府中町ヲ部 38 番地

(七尾サンライフプラザ内)

七尾市健康福祉部健康推進課

TEL (0767) 53-3623 FAX (0767) 53-2748

E-mail kenkou@city.nanao.lg.jp

(別紙)

質問書

団体名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

○質問内容

- ※質問はいくつでも構いませんが、簡潔に取りまとめて記載してください。
※いただいた質問内容と回答は市ホームページに掲載します。

資料1 施設の概要

現在の施設の名称	健康増進センター「アスロン」	
施設の所在地	七尾市高田町ち部10番地	
建築構造	鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造）	
敷地面積	12,400 m ²	
建築面積	2,549.8 m ²	
開館日	平成12年11月9日	
施設構成	<p>管理棟部 玄関、風除室、下足室、フロント、リネン室、事務室、従業員室、セミナー室、健康相談室、ロビー及び交流スペース、トイレ、その他</p> <p>プール棟部 トレーニングジム・スタジオ、脱衣室、健康浴泉（裸浴）、25m×3コース温泉プール・バーデゾーン（水着浴）、その他</p>	
利用者実績	平成25年度	131,622人
	平成26年度	134,164人
	平成27年度	135,758人
利用料実績	平成25年度	55,122千円
	平成26年度	48,918千円
	平成27年度	48,519千円
収支実績 (市からの補助金等を除く 実質収支)	平成25年度	△34,181千円
	平成26年度	△33,258千円
	平成27年度	△30,043千円
修繕履歴	資料2「修繕履歴」参照	

資料2 修繕履歴（過去3カ年）

年度	内容	金額
平成25年度	温水ボイラー送油管改修	1,260,000
	AED バッテリー取替	78,330
	スポーツクラブ施設情報総合システム改修	2,134,860
	給油用ボイラー制御盤及び温水ボイラー部品交換	1,039,500
	給水加圧ポンプ及び男湯女湯系統薬注ポンプ修繕	878,850
	ろ過装置、ろ材取替（5系統）	1,200,150
	冷却ファンモーター異音修理	119,700
	消防設備取替修繕	472,500
	給油ボイラーマイコン制御盤取替	588,000
	カーテンウォール腐食、劣化部修繕	378,000
	現存ポンプ取替交換工事	1,871,100
	源泉加圧給水ポンプ取替	310,800
平成26年度	男子浴室硝子取替工事	510,840
	温水ボイラー不具合部品取替工事	1,404,000
	冷温水発生機冷却塔更新工事	2,052,000
	舗装修繕	1,836,000
	寝湯ろ過循環ポンプ取替修繕	355,320
	空調機整備工事	745,200
	給湯用膨張タンク修繕	550,800
	貯湯槽及び配管修繕	399,600
	気泡圧注ろ過電動5方弁取替修繕	453,600
	プール内ダクト修繕	62,640
源泉ポンプ（予備）購入	3,564,000	
平成27年度	源泉ポンプ取替修繕	2,408,400
	プール空調機ダクト支持材修繕	799,200
	屋外給水管漏水修繕	264,600